

保護者の皆様へ

学校関係者に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認され、
臨時休業措置等を行う場合の流れについて

陽性者発生

※保護者の方からの連絡により、学校関係者(児童生徒等)の新型コロナウイルス感染症の発生が把握出来ます。必ず連絡をお願いいたします。

臨時休業措置等の決定

① 新型コロナウイルス感染症発生についての第一報(一斉メール)
(※深夜になることもあります。)

検査対象となったご家庭への連絡

検査対象以外のご家庭への連絡

② 保健所の指示による検査対象者への連絡(日時等)
※学校から該当のご家庭に、個別に電話またはメールで連絡

③ 検査対象者への連絡終了の連絡(②終了後)
※翌日以降、検査対象が拡大することも考えられるため、この時点で連絡が無かった場合についても、児童生徒等の不要不急の外出はお控えください。

④検査対象者のPCR検査

全員が陰性だった場合

感染拡大がみられた場合

⑤-1 学校活動再開についての連絡

⑤-2 臨時休業等延長についての連絡
⇒再度②～⑤を行う

※学校からの連絡内容については、学校関係者のみにお知らせするものです。情報の取扱いについては、十分にご注意いただきうわさや風評被害が生じないよう、冷静な対応をお願いします。
※この流れは、陽性判明時の基本的な流れになります。個々の事案により、変更が生じる場合があります。